

介 第 5 6 6 号

平成28年10月21日

各社会福祉法人代表者 様

大田市健康福祉部介護保険課長

(指 導 監 査 係)

社会福祉法人経営労務管理改善支援事業の実施について

平素は社会福祉事業の推進につきまして、格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉法人の経営労務管理の改善を図ることなどを目的に、島根県において標記事業を実施されることになりました。

つきましては、事業を実施する場合は「島根県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業補助金交付要綱」に基づき、島根県健康福祉部地域福祉課に交付申請書を提出してください。

なお、6月に実施した意向調査において実施予定があると回答されなかった（検討中・予定なし）法人の方も申請できます。

各様式等については、島根県地域福祉課ホームページからダウンロードしてください。

【島根県地域福祉課ホームページ】

<http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikifukushi/>

→ 社会福祉法人・事業 「社会福祉法人・事業」

→ 10 社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金

担当者 : 介護保険課 指導監査係 石田、細田
TEL : 0854-83-8064
FAX : 0854-84-9204
Eメール : o-shidou@iwamigin.jp

地 福 第 7 9 4 号
平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日

各社会福祉法人 理事長 様

島根県健康福祉部長
(地域福祉課)
(公印省略)

島根県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業の実施について（通知）

平素より県の社会福祉施策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県においては、社会福祉法人の経営労務管理の改善及び福祉人材の確保を促進するため、「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等の実施について」（平成 2 8 年 4 月 2 6 日付け社援発 0 4 2 6 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、標記の事業を実施することといたしました。

つきましては、事業を実施する場合は、「島根県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業補助金交付要綱」（以下「県交付要綱」という。）に基づき、下記により交付申請書の提出をお願いします。

なお、お手数ですが、各様式については県地域福祉課ホームページからダウンロードを行ってご利用ください。<http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikifukushi/>

また、当事業は、現段階では国の単年度事業として、国庫補助により今年度に限り実施される予定となっておりますので申し添えます。

記

1 事業の概要

(1) 補助対象となる法人

社会福祉事業を行う主たる事務所が島根県内に所在する社会福祉法人

(2) 補助事業の内容

- ① 「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等実施要綱」（別添「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等の実施について」の別紙。以下「国実施要綱」という。）の 1(3)に基づき、経営労務管理の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士等）から雇用管理の改善・人材育成又は経営体制の強化に関する支援を受けた場合、最大 46 万円が補助されます。
- ② 国実施要綱の 2(3)に基づき、経営・労務管理に係る好事例の収集・分析・検証等及び複数の介護等事業者の共同による人材育成・人事交流等を実施した場合、最大 500 万円が補助されます。

※詳細は、国実施要綱・県交付要綱等によりご確認ください。

2 交付申請の方法

県交付要綱の様式第1号（交付申請書）に必要事項を記入し、以下の書類を添付して、平成28年11月18日（金）までに県地域福祉課に正副各1部提出してください。

（添付書類）

- ・所要額調書（様式第1号別紙1）
- ・事業計画書（様式第1号別紙2）
- ・対象経費の内訳が確認できる書類（経営労務管理の専門家等から徴した見積書等）

3 対象となる事業者

県交付要綱第4条第1項に定める補助の対象となる事業者は以下のとおりとします。

(1) 「社会福祉法人への経営労務管理改善支援事業」の対象事業者

島根県及び県内各市が所管する社会福祉法人

(2) 「地域の介護等事業者の経営管理連携推進事業」の対象事業者

県内に所在し、かつ、次に掲げるいずれかの事業又はサービス等を実施する法人
ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業又は同条第25項に規定する施設サービス

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業若しくは同法第7条第2項に規定する障害児入所支援

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第5項に規定する保育所等若しくは同条第6項に規定する認定こども園を運営する事業又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業

4 その他

・6月に実施した意向調査において実施予定があると回答されなかった（検討中、予定なし）法人の方も申請できます。

・但し、交付申請された額の総額が県の予算額を上回った場合などにおいては、法人の規模や事業内容、経営管理・人材確保の状況等に基づき、県で選定させていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

・税理士や公認会計士に経理・決算業務や計算書類の作成を依頼しているなど、日常業務として委託している業務については、本事業の対象とはなりません（ただし、日常業務を委託している専門家に対し、本事業内容に沿った新たな取組を行うため別途契約等が締結される場合は、本事業の対象となります）。

・「よくある質問」については、ホームページに掲載し、随時更新する予定ですので、ご確認ください。

5 添付書類

- ・平成28年4月26日付け社援発0426第8号厚生労働省社会・援護局長通知
- ・「国実施要綱」社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等実施要綱
- ・「県交付要綱」島根県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金交付要綱
(但し、上記のいずれも様式を除く)
- ・事業フロー図

6 交付申請提出・問合せ先

島根県健康福祉部地域福祉課 福祉基盤・指導監査スタッフ 新出 (にいで)

〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel:0852-22-6791 Fax:0852-22-5448

E-mail:fukukan@pref.shimane.lg.jp

島根県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内の介護サービス事業、保育事業等の社会福祉事業を行う社会福祉法人が、その経営労務管理の状況について、専門家による確認・助言等を受けることにより、社会福祉法人の経営労務管理の改善を図るとともに、福祉人材の確保の促進に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等の実施について（平成28年4月26日付け社援発0426第8号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に規定する次に掲げる事業とする。

- (1) 社会福祉法人への経営労務管理改善支援事業
- (2) 地域の介護等事業者の経営管理連携推進事業

(交付の対象事業者、交付額の算定方法等)

第4条 前条の補助事業の対象となる補助事業者、補助基準額及び対象経費は、別表のとおりとする。

2 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1号による申請書を知事が指定する日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

(実績報告)

第8条 事業に係る事業実績報告は、別紙様式第2号による報告書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、「社会福祉法人への経営労務管理改善支援事業」については、事業終了後1ヶ月以内又は平成29年3月31日のいずれかの早い日までとし、「地域の介護等事業者の経営管理連携推進事業」については、事業終了後1ヶ月以内又は平成29年4月10日のいずれかの早い日までとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の報告)

第9条 補助金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、別紙様式3号により速やかに知事に報告しなければならない。

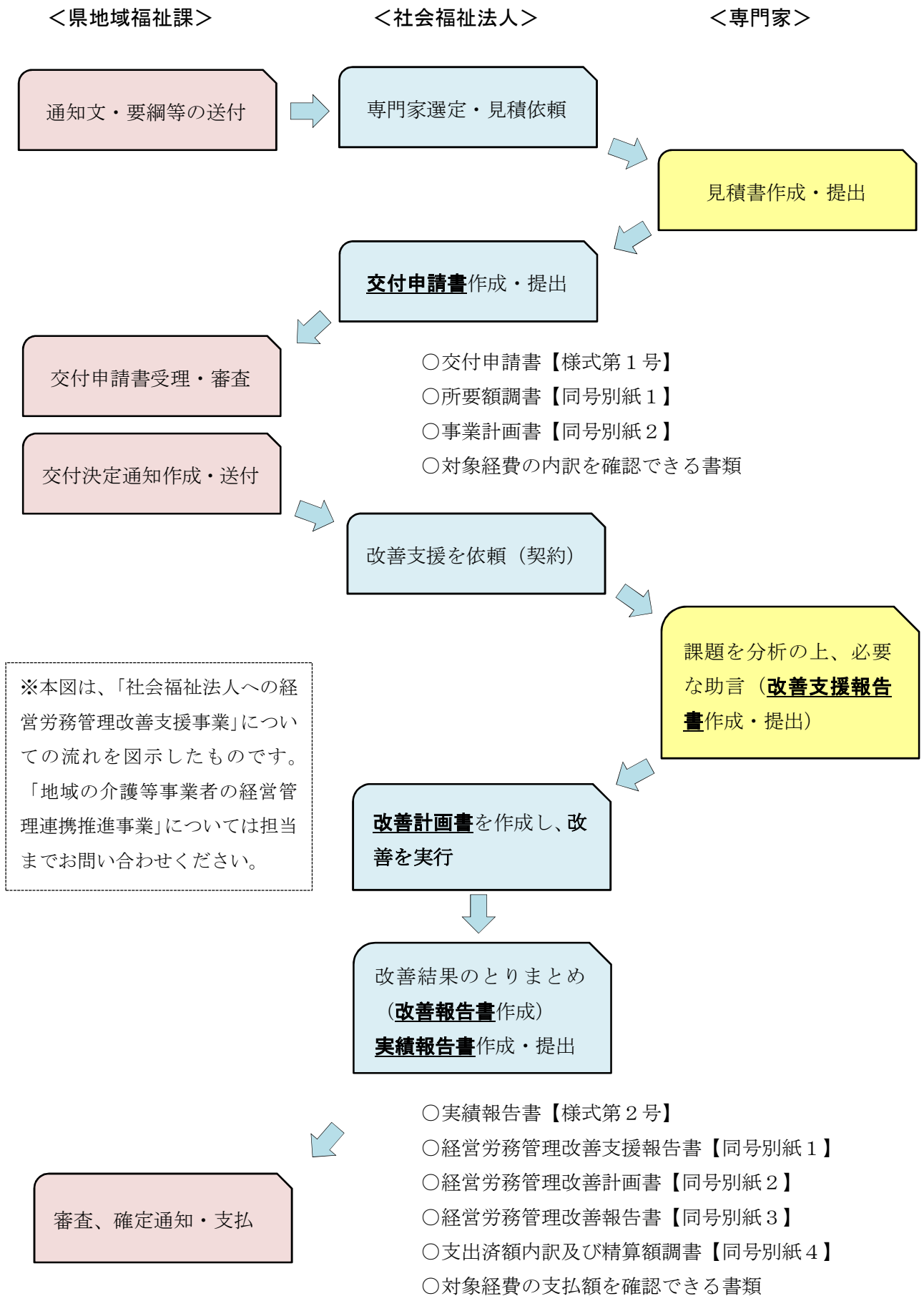
2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入れ控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

付則 この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

(別表)

1 補助事業	2 事業者	3 基準額	4 対象経費
社会福祉法人への経営労務管理改善支援事業	社会福祉法人であって、別に知事が定めるもの	46万円	事業の実施に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費及び光熱水費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託費及び備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)
地域の介護等事業者の経営管理連携推進事業	介護等の事業を行う法人であって、別に知事が定めるもの	500万円	

島根県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業フロー図



社 援 発 0426 第 8 号

平 成 28 年 4 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等の実施について

標記については、介護サービス事業、保育事業等の社会福祉事業を行う社会福祉法人等が、経営労務管理の改善を図るとともに、福祉人材の確保を促進することができるよう、別紙のとおり「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等実施要綱」を定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村及び社会福祉法人等に対する周知について御配慮願いたい。

(別紙)

社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等実施要綱

1 社会福祉法人への経営労務管理改善支援事業

(1) 目的

本事業は、介護サービス事業、保育事業等の社会福祉事業を行う社会福祉法人が、その経営労務管理の状況について、専門家による確認・助言等を受けることにより、社会福祉法人の経営労務管理の改善を図るとともに、福祉人材の確保の促進に資することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、社会福祉法人とする。

(3) 事業内容

社会福祉法人が経営労務管理の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士等）[※]から、以下のア又はイに掲げる支援を受ける場合に、別に定める基準額の範囲内で当該支援に係る費用の全部又は一部を補助する。

なお、本事業においては、社会福祉法人が日常行っている経理事務や決算事務、計算書類の作成事務等は対象とはならず、経営労務管理の改善に向けた新たな取組を行う場合が対象となるものであること。

また、本事業を実施する社会福祉法人は、経営労務管理の専門家による確認・助言を受け、別紙1の様式により、当該専門家による確認・助言内容の概要について報告を受け、法人の経営体制や職員の処遇などについて具体的な改善が完了したとき又は平成29年3月31日のいずれかの早い日までに、当該報告とともに、別紙2の1及び別紙2の2の様式により、当該助言を踏まえて策定した改善計画及び改善報告を、都道府県に届け出るものとする。

都道府県においては、別紙1、別紙2の1及び別紙2の2について、実施法人分を取りまとめの上、別紙3の様式にこれらを添付し、実績報告を行う際に厚生労働省あて報告するものとする。

※ 当該法人の理事・監事・評議員・職員である者及び過去5年以内にこれらの者であったものは除く。

ア 社会福祉法人における雇用管理の改善・人材育成に対する支援

社会福祉法人の職場環境の改善を図るとともに、将来にわたって希望を持って働くことができる雇用管理・人材育成体制の構築を図るため、以下の例のような支援を行う。

【例】

（専門性に着目した業務分担）

- ・ 介護職員の専門性等に着目した業務の機能分化を進めるとともに、それぞれの役割に応じたキャリアパスを構築

（職員のキャリアアップと雇用管理に着目した人事・給与制度の改善）

- ・ 職員のキャリアアップと雇用管理の適正化を図るための人事・給与制度（賃金テーブル等）、研修体制の構築

（他法人との連携による人材育成等の推進）

- ・ 他法人と連携した人事交流の活性化、研修体制の構築、人事・給与制度の共有化を図るための取組の推進

（労働環境の整備）

- ・ 適切な労働環境の整備を図るための労働関連法規の遵守状況等の調査

イ 社会福祉法人の経営体制の強化に対する支援

社会福祉法人の経営基盤の強化のため、以下の例のような支援を行う。

【例】

（財務状況の分析を通じた経営改善）

- ・ 財務状況の分析を通じた経営課題への対応や経営の効率化のための取組の推進
- （事業再編に着目した経営改善）

- ・ 地域のサービスの需給見通しや自法人の強み・弱みの分析を通じた事業展開の在り方の検討、他法人と連携した取組の推進

（財務諸表に係る規程の整備を通じた改善）

- ・ 決算・経理等に関する規程の整備による財務会計体制の確立

（管理会計の導入）

- ・ 法人の経営管理に活用できる管理会計の構築

（コンプライアンス等に着目した改善）

- ・ コンプライアンスに関する体制整備、効率的な執行体制の構築

（４）国庫補助基準額

１法人あたり４６万円とする。ただし、対象経費実支出額が４６万円を下回る場合には、当該金額とする。（この場合であって、当該金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）

(5) 留意事項

- ア 専門家による経営労務管理に関する支援は、確認、助言及び改善状況のフォローアップを含め、法人の実情に応じて、適宜設定することができる。
- イ 必要に応じて、「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（雇用管理改善サポーターによる相談支援等）」又は「職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成等）」等を活用すること。（各事業の詳細は参考資料のとおり）
- ウ 都道府県においては、当該事業の円滑な実施のため、経営者団体等との連携により、個々の社会福祉法人の取組を支援するとともに、好事例の共有を図ること。
また、法人の所轄庁とも十分な連携を図るものとする。
- エ 本事業の実施による法人の経営労務管理の改善状況については、一定期間経過後、フォローアップを行う。

2 地域の介護等事業者の経営管理連携推進事業

(1) 目的

本事業は、地域の介護等事業者の経営・労務管理等に係る優良又は先駆的な事例に係る分析・検証や、複数の介護等事業者の連携・共同による人材育成や人事交流等の取組の実施を通し、経営・労務管理の改善に資する好事例の横展開を図るとともに、職員処遇、勤務環境の改善や人材育成システムの構築など、介護人材等がそのキャリア志向等に応じて生涯働き続けることのできる職場づくりの推進を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（以下「都道府県等」という。）若しくは都道府県等が適当と認める法人であって、当該都道府県管内に所在し、かつ、次に掲げるいずれかの事業又はサービス等を実施するもの（以下「介護等事業者」という。）とする。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業又は同条第25項に規定する施設サービス
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業若しくは同法第7条第2項に規定する障害児入所支援
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第5項に規定する保育所等若しくは同条第6項に規定する認定こども園を運営する事業又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業

(3) 事業内容

(2)の実施主体が行う、次のア及びイに掲げる取組を一体的に行う事業の実施に当たり必要となる費用について、別に定める基準額の範囲内で全部又は一部を補助する。

- ア 都道府県等の管内の介護等事業者が行う経営・労務管理に係る好事例の収集・分析・検証等
- イ 複数の介護等事業者（3以上の介護等事業者をいう。）の共同による人材育成・人事交流等の実施

なお、ア及びイの取組を実施するに当たって、他の法人に委託をすることにより事業効果の向上が見込まれる場合には、実施主体は本事業の一部を民間の調査研究機関又は人事コンサルタント企業等に委託することができるものとする。

(4) 事業例

(1)の目的を達成するための取組としては、地域の介護等事業者による創意工夫を活かした多様な取組が想定されるが、以下のような事業実施例が考えられるので参考とされたい。

ア 優れた人材育成戦略の共有のための複数の介護等事業者に対する合同研修の実施
優れた人材育成を行う介護等事業者の取組を収集・分析し、マニュアル化等を行った上で、当該介護等事業者の人事・労務管理担当者を講師に招いた研修会を実施するなど、その助言のもと、その他の複数の介護等事業者も含めた試行的な取組を行い、その導入成果や導入に当たってのボトルネック等について分析・検証する。

イ 事業者参画型ワークショップの実施

複数の介護等事業者の人事・労務管理担当者を集め、採用戦略や人材育成戦略に係る課題や改善方を議題としたワークショップを開催するとともに、ワークショップにより得られた知見を活かした取組を介護等事業者において実践し、次回のワークショップで報告するといったプロセスについて、本事業を実施する年度の間、継続的に反復することを通じて、効果的な人事・労務管理手法の開拓と、その導入成果や導入に当たってのボトルネック等について分析・検証する。

ウ 複数法人の労務管理の共有化

複数の介護等事業者において、給与制度のあり方や人事考課の手法など人事・労務管理について、共通のルールを構築した上で、当該ルールに基づき、複数の介護等事業者により、人材層（初任者層、中堅者層、リーダー層など）ごとの合同研修の実施、他の介護等事業者のリーダー層を講師に招いた初任者層向けの技術指導のための勉強会の開催といった取組による効果について分析・検証する。

エ 複数法人の連携・共同による人材育成

地域における複数の法人が連携・共同し、異なるサービスを提供している介護等事業者へ出向するといった人事交流を実施することにより、キャリア形成機会の確保を図りつつ、人材育成にもつながるような取組の効果について分析・検証する。

(5) 本事業における国と都道府県等の役割

ア 国への事業成果の報告

都道府県等は、平成29年4月末日までに、事業の成果を取りまとめ、次の①から③までに掲げる内容を盛り込んだ報告書を作成の上、厚生労働省社会・援護局福

祉基盤課まで電子媒体（USBファイルを除く。）により提出すること。

- ① 介護等事業者にとって参考となる優良な経営・労務管理に係る事例
- ② ①の事例を介護等事業者が自らの経営・労務管理改善のために活用する際の導入プロセス、ボトルネック、導入効果（離職率の改善、職員満足度・顧客満足度の向上等）等
- ③ その他、本事業の実施により得られた介護等事業者の経営・労務管理の改善に参考となるもの（事業実施にあたって作成したマニュアル等）

イ 国・都道府県等による事業成果の公表

本事業の成果を多くの介護等事業者に対して横展開を図ることを通じて、介護等事業者の経営・労務管理の改善に資するため、国及び都道府県等は、事業成果が取りまとめ次第、当該成果物を公表する。

（6）国庫補助基準額

1の実施主体当たり500万円とする。ただし、対象経費実支出額が500万円を下回る場合には、当該金額とする。（この場合であって、当該金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）